

相談

行政書士 無料専門相談会

相談内容

相続や遺言、農地転用、開発行為など役所に提出する書類や手続に関すること。また成年後見、離婚についての相談など。

日時

2月26日(木)

午前10時～正午

会場 ゆうゆう館会議室

定員 4名

※事前予約が必要です。

相談時間

1 相談者あたり概ね30分間

予約・問い合わせ先

行政書士会小山支部

高山 久 ☎(53)1672

司法書士 無料法律相談会

相談内容

不動産登記関係(相続、売買など)、商業・法人登記関係、多重債務関係、裁判手続き関係(140万円を超えない簡易裁判所の民事裁判手続き)、成年後見関係

日時

2月25日(水)

午前10時～正午

会場 ゆうゆう館会議室

相談時間

1 相談者あたり概ね30分間

(予約制)

予約先

小杉司法書士事務所

☎(21)6312

問い合わせ先

○下野市薬師寺3311-23

栃木県司法書士会小山支部

監事 小杉孝一

小杉司法書士事務所

☎(21)6312

○下野市医大前3-10-13

栃木県司法書士会小山支部

支部長 飯島陽子

飯島陽子司法書士事務所

☎(44)4917

マンションの建替え・敷地売却等に関する相談窓口 「住まいるダイヤル」 のご案内

耐震性が不足しているマンションの建替え等の円滑化を図るため、「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」の一部を改正する法律が平成26年12月24日より施行されました。

この改正に伴い、マンションの区分所有者、管理組合、借家人などの方がご利用いただける相談窓口として、公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センターが運営する「住まいるダイヤル」において、マンションの建替えやマンション敷地売却等に関する相談受付を平成26年12月1日より開始しました。

「住まいるダイヤル」では、一級建築士の資格を持ち、住宅に関する広い知識を備えた相談員が、住まいについての相談を受けます。マンションの建替えやマンション敷地売却等についての相談にも回答します。さらに、平成27年1月から、住まいるダイヤルで

受けた電話相談のうち、法律や制度等に関する専門的な相談が必要な場合について、弁護士・建築士による無料の対面相談(「専門家相談」)を開始します。(詳しくはホームページにて)

今回の改正により、耐震性が不足するマンションについて、従来、区分所有者の「全員」の同意が必要となっていたマンションとその敷地の売却が、4/5以上の賛成で可能となります。

受付時間

午前10時～午後5時

土日・祝休日、年末年始を除く

問い合わせ先

住まいるダイヤル(住宅リフォーム・紛争処理支援センター)

☎0570(016)100

(ナビダイヤル)

PHSや一部IP電話からは☎03(3556)5147

<http://www.chordor.jp>

○マンション建替え等相談

<http://www.chordor.jp/news/6886.html>

「生活困窮者自立支援相談事業」が始まります

平成27年4月より生活困窮者の支援のための相談窓口が開設されます。

開設場所は、下野市社会福祉協議会と下野市社会福祉課(石橋庁舎)の2か所です。失業して職がない、多重債務をお持ちの方、ニート、引きこもり等、生活に困窮している市民の相談に応じます。お気軽にご相談ください。※相談料は、無料です。

また、「子どもの学習支援事業」が始まります。平成27年度より生活困窮者世帯の中学生を対象に学習支援教室が開設されます。詳細は、後日広報でお知らせします。

問い合わせ先

社会福祉課

☎(52)1112